

## 越前市生ごみ処理器設置奨励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一般家庭における生ごみ処理器（以下「処理器」という。）設置に対し、越前市生ごみ処理器設置奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内において交付することにより、ごみの減量化と堆肥化による有効利用を図ることを目的とする。

### (適用規則)

第2条 奨励金の交付については、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (対象処理器等)

第3条 奨励金交付の対象となる処理器は、生ごみを自然に、又は微生物の発酵作用により得られたボカシ等を利用して発酵を促進させる機能を有するもので電気を動力として用いないものとする。

### (対象者)

第4条 奨励金の交付を受けることができる者は、越前市内に住所を有し、越前市内の販売店で第6条に規定する交付申請の前年度又は当該年度に購入された処理器を設置している者とする。

### (奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、処理器の購入額（消費税相当額含む。）の2分の1以内とし、処理器1基に対して5,000円を上限とし、かつ、1家庭につき2基を限度とする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

### (奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理器設置奨励金交付申請書（別記様式）に処理器購入に係る領収証書を添えて、市長に提出しなければならない。

### (奨励金の交付)

第7条 市長は、前条の申請書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付額を決定し、口座振込みの方法により交付す

る。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、虚為の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けた者に対し、当該奨励金の全部又はその一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行期日の日の前日までに、武生市ごみ処理器設置奨励金交付要綱又はゴミ減量化対策費補助金交付要綱の規定によりなされた補助金交付手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、改正前の第5条の規定によりごみ処理器設置奨励金交付申請書兼請求書を市長に提出した者は、改正後の第2条の規定を適用しない。

附 則

この要綱は、平成22年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則（令和3年3月31日越前市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱）抄

この要綱中第1条、第3条及び第6条の規定は令和3年3月31日から、第2条、第4条、第5条、第7条、第8条及び第9条の規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。